

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和元年7月10日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900003号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900005号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は「B事業所」)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年4月1日から昭和38年6月5日まで

国の記録では、A事業所における厚生年金保険の記録は昭和38年6月5日から昭和42年12月19日までとなっているが、私はC米軍基地内にあった娯楽施設であるD事業所のE施設に、昭和33年4月1日から昭和42年12月頃まで正規職員として勤務していた。平成19年10月頃、F市にあるG社を訪ね「H」及び「I」のページ番号の「駐留軍諸機関従業員登録書」に、私のA事業所に係る在職記録が記載されていることを確認したので、調査の上、厚生年金保険の資格取得年月日を昭和33年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

G社が保管する資料の管理を行っているB事業所は、請求者に関する関係資料は保存期限経過のため廃棄しており保管していない旨回答していることから、請求者の主張する「H」及び「I」の番号が記載された「駐留軍諸機関従業員登録書」を確認することができないものの、請求者は、以前、請求期間について総務省年金記録確認J地方第三者委員会に申立を行っており、同省が保有する調査資料の中に請求者の主張する「駐留軍諸機関従業員登録書」の番号と一致する「駐留軍諸機関従業員登録票」及び「駐留軍従業員登録票」の写し(以下それぞれ「登録票」という。)が確認できる。当該2つの登録票によれば、オンライン記録で確認できる請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者期間(昭和38年6月5日から昭和41年5月1日までの期間及び同年5月2日から昭和42年12月19日までの期間)と符合する勤務期間のみ確認できる。これら2つの登録票において確認できる従業員自身

が記載する職歴欄及び昭和 36 年 4 月より前に、請求者と C 米軍基地内にあった E 施設（以下「基地内 E 施設」という。）で一緒に勤務したとする同僚の陳述から、請求者は請求期間のうち時期までは特定できないものの、基地内 E 施設に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 事業所は、前述のとおり、請求者の請求期間に係る人事資料及び賃金台帳等の関係資料は無い旨回答している上、K 健康保険組合は請求者の請求期間に係る資料は無い旨回答しており、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

また、請求者が記憶する同僚の姓及び請求者から提出された L 友交会会員名簿に記載されている基地側 E 施設関係者についてオンライン検索を行い、請求期間に A 事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できた者、ほかにオンライン検索を行い請求期間内に A 事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できた者等のうち所在が判明した者計 51 人に対し照会を行ったものの、請求者の具体的な勤務期間を記憶し、A 事業所に係る給与明細書を所持している者はいない上、請求者も給与明細書等の資料を所持していない。

これらのことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料（以下、「保険料」という。）の控除について確認できない。

加えて、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者が勤務したとする「D 事業所」及び請求者が記憶する E 施設の名称である「L コース」又は「L ショップ」が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、B 事業所は「D 事業所」についての名称及び類似の名称について詳細は不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900092号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900006号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年頃から昭和53年頃まで

私は、請求期間当時、A社がB市C地区のDビル1階に出店していたレストランEに正社員の調理師として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社に係る雇用保険の加入期間は、昭和50年6月21日から昭和51年1月3日までの期間(以下「雇用保険加入期間」という。)であることから、請求期間の大部分に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A社の事業所別被保険者名簿によると、任意包括適用事業所であった同社は、昭和50年4月29日に任意包括脱退により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間において適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、請求期間当時、飲食業は、厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たす業種ではなかった上、A社が請求期間において、再度厚生年金保険の任意包括適用事業所となったことがうかがえる事情も見当たらない。

加えて、請求期間及び雇用保険加入期間にA社に勤務していたとする複数の同僚は、昭和50年4月に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるについて会社から説明を受け、適用事業所ではなくなった後は給与から厚生年金保険料(以

下「保険料」という。)は控除されていない旨回答している。

また、履歴事項全部証明書によると、A社（平成12年1月1日にF社に商号変更）は、既に解散している上、元代表取締役の所在は確認できず、請求期間当時の元取締役も請求者に係る資料は保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。